

住宅用火災警報器の設置状況調査にご協力ください

消防署の職員が

住宅用火災警報器の設置調査を行います。

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。
無作為抽出により消防職員がお宅を訪問し、インターホン越しで聞き取り調査を実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

【調査期間】

令和3年5月8日（土）～令和3年5月23日（日）

【調査方法】

総務省消防庁より示された調査方法（無作為抽出）により、消防職員がお宅を訪問し以下のような質問を行います。

※インターホン越しで行いますので、対面し住宅内へ入ることはありません。

【調査内容】

- ① 住宅用火災警報器の設置の有無と設置場所
- ② 住宅用火災警報器を設置している場合は、経過年数
- ③ 住宅用火災警報器の点検（作動確認）の有無と結果

※回答者の任意協力による調査ではございますが、
ご協力くださいますようお願い申し上げます。

悪質な業者に注意！！

不適正な訪問販売や電話勧誘等が増加しています。

消防署や市役所、町役場の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売等を行うことはありません。ご注意ください。

なお、不適正業者と思われる者が訪問した場合は、消防署へ情報提供をお願いします。

また、住宅用火災警報器等の設置についての詳細は、お近くの消防署にお問い合わせ頂くか、<http://www.kodamakouiki.jp/syoubouindex/info/jyukeiki.pdf> をご覧ください。

問い合わせ先：児玉郡市広域消防本部

〒367-0035 本庄市西富田904番地3

◆予 防 課 0495-24-8392（平日8時30分から17時15分まで）

又は

◆中央消防署 0495-24-8395 ◆本庄分署 0495-21-2177

◆児玉分署 0495-72-1581 ◆美里分署 0495-76-1190

◆神川分署 0495-77-2086 ◆神泉分署 0274-52-3409

◆上里分署 0495-33-0442 （消防署・分署は24時間対応可能）